

第5章 事後監視調査の内容

第3章に示したとおり、本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響については、大部分の項目について影響は小さいと予測され、何らかの影響が懸念されるものについても適切な環境の保全と創造のための措置を行うことにより環境保全目標を満足すると評価された。

事業の実施にあたっては、これらの予測・評価の前提となった環境の保全と創造のための措置を確実に実施するとともに、「環境影響評価に関する条例」（平成9年3月27日兵庫県条例第6号）第30条第1項に基づき、「環境影響評価指針」（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）に基づく事後監視調査を行い、必要に応じた更なる対策を検討・実施する。

5.1. 事後監視調査の概要

本事業の実施にあたり、都市計画対象道路事業の実施状況及び環境の保全と創造のための措置の実施状況を把握するとともに、予測及び評価を行った環境要素のうち、特に必要と考えられるものについて、事後監視調査を行う。

表5-1 事後監視調査の概要

項目	内容
都市計画対象道路事業の実施等の状況	本事業の実施状況について、現地踏査及び写真撮影等により把握する。
環境保全措置の実施状況	第4章に示した、環境の保全と創造のための措置の実施状況について、写真撮影等により把握する。
予測及び評価を行った環境要素のうち、特に事後監視調査が必要と考えられるもの（事後監視環境要素）	本事業に係る工事の施工中及び完了後に本事業の実施等による影響について把握するため、現況調査方法又はこれと同等以上の結果が得られる方法により、調査を行う。

5.2. 事後監視調査計画

事後監視調査計画は、表5-2に示すとおりである。

表5-2 事後監視調査計画

項目			調査地点・範囲	調査期間・頻度	調査方法
都市計画対象道路事業の実施等の状況			都市計画対象道路事業実施区域	工事中及び供用後	現地踏査及び写真撮影等
環境保全措置の実施状況	大気汚染 騒音 振動	建設機械の稼働状況	工事区域	工事中	現地踏査及び写真撮影等
		工事用車両の運行状況	工事区域	工事中	現地踏査及び写真撮影等
		防音パネルの設置状況	工事区域	工事中	現地踏査及び写真撮影等
		遮音壁の設置状況	対象道路	供用後	現地踏査及び写真撮影等
	水質汚濁 動物 生態系	汚濁防止膜の設置状況	工事区域	工事中	現地踏査及び写真撮影等
	地形・地質	「西宮市宮水保全条例」に係る手続きに準じた関係機関との協議状況	工事区域	工事中	関係機関との協議状況の確認
	植物	イヌノフグリ及びカワヂシャの種子の採取・保管状況	対象道路近傍の生育地	工事前	種子の採取・保管状況の把握
	動物	貴重な鳥類の生息状況	甲子園浜 海域の橋梁部	供用後	既存資料または現地調査による確認
事後監視環境要素	大気汚染	建設機械の稼働及び工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生状況	既存測定局	工事中	既存資料による確認
		自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生状況	既存測定局	供用後	既存資料による確認
		建設機械の稼働及び工事用車両の運行に係る粉じん等の発生状況	工事区域	工事中	現地調査による確認
	水質汚濁	海底の掘削に係る水の濁り及び汚れ	工事区域(海域)	工事中	現地調査による確認
	騒音	建設機械の稼働に係る騒音	工事区域	工事中	現地調査による確認
		工事用車両の運行に係る騒音	工事用車両運行ルートに沿道	工事中	現地調査による確認
		自動車の走行に係る騒音	予測地点(近接空間、地上1.2m)	供用後	現地調査による確認
	低周波音	自動車の走行に係る低周波音	予測地点(沿道)(地上1.2m)	供用後	現地調査による確認
	植物	対象道路近傍におけるカワヂシャの生育状況	対象道路近傍の生育地	供用後	現地調査による確認
	動物	貴重な鳥類の生息状況	甲子園浜 海域の橋梁部	供用後	既存資料または現地調査による確認

5.3. 原因の究明及び環境の保全と創造についてさらに講ずべき措置の実施

事後監視調査の結果、以下に示す場合は、その原因を究明し、環境に及ぼす影響の程度について把握するとともに、原因究明の結果、対象事業等の実施等による影響が認められる場合は、さらに講ずべき措置を検討し、実施することとする。

- 事後監視調査結果が、予測及び評価の結果と異なる場合（環境への影響が増大し、環境影響評価書に記載した環境保全目標を超えた場合又は超えるおそれがある場合に限る。）
- 環境保全措置の実施が、不十分と判断される場合
- 「環境影響評価に関する条例」第30条第3項の規定に基づき、知事から環境の保全と創造について必要な措置を講ずることを求められた場合

5.4. 事後監視調査結果の報告

事後監視調査の結果については、「環境影響評価に関する条例」第30条の規定に基づき、事後監視調査結果報告書を作成し、知事に報告するとともに、公表することとする。